

## 林業・木材産業者が活用できる支援（1／2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
木材の利用促進	【国産農林水産物等販売促進緊急対策】 公共施設等の木造化・木質化等を支援	支援対象：民間団体等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2120 <a href="#">もっと知りたい</a> <a href="#">紹介動画</a>
原木の一時保管に要する費用の支援	【輸出原木保管等緊急支援事業】 滞留している輸出向け原木の一時保管費用等を支援	支援対象：林業経営体等 補助率：定額 事業実施主体：（一社）全国木材組合連合会	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 <a href="#">もっと知りたい</a> <a href="#">紹介動画</a>
大径原木加工施設の整備	【大径原木加工施設整備緊急対策】 行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援	支援対象：木材関連事業者等 補助率：定額（1/2以内） 事業実施主体：都道府県	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2290 <a href="#">もっと知りたい</a>
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：林業者等 事業実施主体：（株）日本政策金融公庫、全国木材協同組合連合会、（独）農林漁業信用基金	林野庁企画課 TEL：03-3502-8037 <a href="#">もっと知りたい</a> <a href="#">紹介動画</a>
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 <a href="#">もっと知りたい</a>

## 林業・木材産業者が活用できる支援（2／2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能  (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和  (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象  (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象  (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象  (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成  ➤中小企業 4/5、  ➤大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ  ➤中小企業 9/10、  ➤大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合  ➤中小企業 2,400円/日加算  ➤大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金  TEL：0120-60-3999</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい（農業経営者の皆様へ）</a>  <a href="#">▶もっと知りたい（林業経営者の皆様へ）</a></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要</p> <p>&lt;提出先&gt;  林野庁林政部経営課 林業労働対策室（郵送のみ）  住所：〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1  TEL：03-6744-0483</p>